

# バリアフリー法施行令の一部を改正する政令について

## 背景

本年5月20日に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物の範囲が拡大されることに伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」について、所要の改正を実施。

## 概要

○公立小学校等の特別特定建築物への追加(第5条第1号)

特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(以下「公立小学校等」という。)を追加

## スケジュール

公布 令和2年10月2日(金)

施行 令和3年 4月1日(木)

(参考)政令新旧(抄)

新	旧
(特別特定建築物) 第五条 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(第二十三条において「公立小学校等」という。)又は特別支援学校	(特別特定建築物) 第五条 一 特別支援学校

## 500 m<sup>2</sup>未満の特別特定建築物に関する建築物移動等円滑化基準の特則について (バリアフリー法施行令に新設)

○今回の政令改正の背景として、高齢者、障がい者等の方々が、日常的に利用する小規模店舗等、規模の小さい建築物についてもバリアフリー化が進むことが望ましいものの、条例による規模の引下げが十分でない状況が続いています。

※条例により規模の引き下げを行っているのは20自治体（令和元年10月）

○先の国会で改正したバリアフリー法の附帯決議（衆・参）においても、規模の小さい建築物への対応が求められているところです。

○今回の政令改正では、こうした状況を打開する方策のひとつとして、500 m<sup>2</sup>未満の特別特定建築物について、地方公共団体が地域の状況に応じたきめ細かな基準の設定・運用ができることを可能とすることとしています。このため、できるだけ条例に設定できる範囲を拡げ、政令に定める基準は地方公共団体の条例による基準の設定を前提としたものとします。

### 【小規模建築物に係る基準】

○移動円滑化経路の確保（段差の解消等）

- ・経路上の廊下、傾斜路、敷地内通路は、粗面等とする
- ・廊下等の幅は90cm以上とし、条例で設定

○車椅子使用者便房、車椅子使用者駐車施設の基準は条例で設定

○改正政令の施行（令和3年10月予定）に向けては、こうした趣旨が理解され、各地域のバリアフリー化がしっかり進むよう、次のような対応を講じてまいります。

### <対応方針>

- ・政令で定める小規模建築物の建築物移動等円滑化基準は、条例で、地域の特性や、建築物の規模に応じて、法第14条第3項に基づき必要な基準を設定すべきものであることを、地方公共団体に徹底する（通知）。
- ・特に車椅子使用者トイレについては、「～200 m<sup>2</sup>未満／～300 m<sup>2</sup>未満／500 m<sup>2</sup>未満」(P)といった区分ごとに、どういった仕様とすることが望ましいかについて、建築設計標準に明記する。車椅子使用者トイレ以外の項目についても留意すべき事項は同様に明記する。

## 現行制度（バリアフリー法）

○建築主等が、**2000㎡以上の特別特定建築物※**を建築するときは、「**建築物移動等円滑化基準**」(利用居室までの経路のバリアフリー化、出入口、廊下、エレベーター、便所等のバリアフリー基準)に**適合**させなければならない。

※病院や劇場、飲食店、老人ホームなど不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

○**地方公共団体は、適合義務の対象となる建築物の規模を、条例で2000㎡未満で別に定める※**ことができる。

※適合させる基準は、2000㎡以上の特別特定建築物と同じ水準(上乘せは可能だが、緩和はできない)

## 改正の背景・課題

○現行の建築物移動等円滑化基準は、**全国一律で適合義務のかかる2000㎡以上の特別特定建築物を想定しているため、小規模の建築物にそのまま適用した場合に建築主等にとって過度な負担となる場合※**がある。

※例えば、スペースが必要な通路の幅員や、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車場も一律に設置義務

○地方公共団体における条例による規模の引下げが**拡がらない状況※**が続いている。

※条例により規模の引き下げを行っているのは20自治体(令和元年10月)。平成28年以降、条例を制定した自治体はなし。

## 政令の改正内容

○条例で特に小規模となる**500㎡未満の規模を設定した場合に、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」となるよう見直す※**。

※500㎡～2000㎡の規模を設定した場合は従来どおり

- 高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化(段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等)  
(政令) 幅の例：通路の幅員90cm(中大規模の場合は120cm)に合理化 ※条例で上乘せ可能
- 車いす使用者便所や車いす使用者駐車場の基準は、地方公共団体が規模等に応じて条例で定めることが可能。

(スケジュール パブコメ:10月23日～11月21日 公布:令和2年12月上旬 施行:令和3年10月1日)

※このほか、小規模店舗等を対象とした設計標準(ガイドライン及び事例集)について検討中(年度内とりまとめ予定)